

【改正後全文】

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について

〔昭和60年12月28日 社更第162号〕
〔各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知〕

- 第1次改正 平成11年障発第216号
- 第2次改正 平成13年7月31日雇児発第502号
障発第325号
- 第3次改正 平成23年1月11日障発0111第1号
- 第4次改正 平成23年8月9日障発0809第3号
- 第5次改正 平成25年5月10日障発0510第3号
- 第6次改正 平成26年5月20日障発0520第3号
- 第7次改正 平成27年6月19日障発0619第3号
- 第8次改正 平成28年4月14日障発0414第2号
- 第9次改正 平成29年12月21日障発1221第2号
- 第10次改正 令和元年5月7日障発0507第4号
- 第11次改正 令和元年7月1日障発0701第2号
- 第12次改正 令和2年12月25日障発1225第1号
- 第13次改正 令和3年12月24日障発1224第3号

先般、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年5月1日法律第34号）により、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部が改正され、福祉手当制度が再編されるとともに、新たに特別障害者手当制度が創設され、昭和61年4月1日から実施されることに伴い、標記の手当の支給対象となる障害の程度に関する認定の基準を別紙のとおり定めたので、その運用について遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、これに伴い、昭和50年8月13日社更第114号本職通知「福祉手当の障害認定基準について」は、昭和61年3月31日で廃止する。